



第 2 号 平成17年(2005年) 12/5

広報 いちき串木野

おしらせ版

保健・衛生

12月の犬の引き取り

生活環境課 (☎33-5614)

12月の第3月曜日は犬の引き取りの日です。

子犬も引き取ります。

○日 時 12月19日(月) 13:00~13:30

○場 所 串木野庁舎別館 駐車場広場

※印鑑と鑑札を持参してください。

※当日、引き取りに出された犬をその場で譲り渡すことはできません。譲り渡しを希望される方は、伊集院保健所で開催される動物愛護講習会を受講してください。

※犬の飼い主は必ず登録し、狂犬病予防注射を受けてください。

入院中の食事代・医療費が減額されます

健康増進課 (☎33-5613)

～入院が決まったら届出を～

国民健康保険加入者及び老人医療受給者の方で住民税非課税世帯の方は、入院中における1日の食事代の自己負担分が減額されます。

(ただし、申請の手続きが必要です。)

申請書を提出後、減額認定証の交付を受け、病院の窓口に提示すると食事代の自己負担分が減額されます。

また、過去1年間の入院日数が90日を越える場合には、再度申請することで、さらに減額されます。

老人医療受給者・前期高齢受給者に該当する方は、食事代の減額とともに医療費の自己負担限度額を超える額の減額も受けられます。

(申請に必要なもの)

- ・国民健康保険証
- ・老人医療受給者証(該当者)
- ・高齢受給者証(該当者)
- ・印鑑
- ・領収書
- ・世帯主の預金通帳(老人保健該当者は本人の通帳)

※減額認定証の交付を受けた方は、必ず病院に提示してください。

入院食事代の標準負担額(1日あたり)

		一 般	780円
住民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ	90日までの入院	650円
		90日を越える入院	500円
		低所得Ⅰ	300円

老人保健・前期高齢受給者該当の方の入院時の医療費の自己負担

住民税非課税世帯	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

年末・年始のし尿汲み取り指定日の一部変更

串木野衛生センター (☎32-3612)

年末年始のし尿汲み取り指定日を次のように変更します。

指定日変更前	指定日変更後	該当公民館
12月23日(金)	12月21日(水)	(串木野地域) ・麓 ・浜ヶ城 ・ひばりヶ丘 (市来地域) ・天神町 ・祇園町 ・日ノ出町
12月29日(木)	12月27日(火)	(市来地域) ・迫 ・安茶

※ 12月29日(木)から1月3日(火)までは休みとなります。

※ 1月1日(日)から3日(火)の地区は、4日(水)から汲み取りをいたします。

※年末は、汲み取りの申し込みが多く、指定日以外での汲み取りは原則として控えさせていただきますので、必ず指定日の前日までに「汲取申込札」で申し込みをしてください。

献 血 の お 知 ら せ

健康増進センター (☎33-3450)

見知らぬ誰かがあなたの血液を必要としています。

献血は、私達に一番身近なボランティアのひとつです。

市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○期 日 12月13日(火)

○場 所 市民文化センター

○受付時間 10:15~12:00及び13:00~16:30

○献血年齢 16~69歳

※ただし、65歳以上の献血については献血される方の健康を考え60~64歳の間に献血経験がある方に限ります。

催し・その他

平成18年いちき串木野市成人式

社会教育課 (☎21-5128)

平成18年いちき串木野市成人式を下記により開催します。皆さんで新成人をお祝いください。

○日 時 平成18年1月3日(火) 13:00~

○会 場 いちき串木野市市民文化センター

○対象者 昭和60年4月2日から昭和61年4月1日まで生まれた方(帰省されている方も参加できます)

※参加は無料です。

※ご家族の方も列席できます。

※成人式の運営(準備、受付等)に協力できる新成人の方を募集しています。協力できる方は、社会教育課までご連絡ください。

募集・催し

第36回串木野地区ロードレース大会

市民スポーツ課 (☎33-5652)

- 期日 12月25日(日)
- 開会式 9:00
- 出発 10:00
- コース 串木野新港・西薩工業団地周回コース
1.5km (小学生男女)
3.0km (中学生男女・高校生・一般男女40代50代60代)
10.0km (高校生・一般, 40代以上)
- 申込み 12月16日(金)までに陸上協会事務局(市役所・土木課 木場☎21-5150)又は市民スポーツ課へ
※本大会は、県下一周日置地区選手選考会を兼ねています。

障害者控除について

税務課 市民税係 (☎33-5616)

毎年12月31日の現況において、納税者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、寝たきりや精神・身体に障害のある65歳以上の人は、身体障害者手帳等を有しない場合であっても、その障害の程度が障害者に準ずる者として福祉事務所長の認定を受け、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、所得税・住民税の障害者控除を受けることができます。

該当すると思われる方は、12月28日(水)までに福祉課へ申請のうえ、障害者控除対象者認定書の交付を受けてください。

※障害者控除対象者認定書については福祉課高齢障害係(☎33-5619)へ

※ご不明な点は、税務課市民税係へお尋ねください。

農業用廃プラスチック類(市来地域)・不要農薬の回収について(市内全域)

農政課 (☎33-5635)

日置地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会では、農業用廃プラスチック類(市来地域)及び不要農薬の回収(市内全域)を行ないます。

農業者の方は注意事項を守り、回収にご協力ください。

- 回収日時 12月14日(水) 9:00~12:00
- 回収場所 JAさつま日置農協北部営農センター(大里選果場)
- 処理経費 (廃プラ): 処理単価30円/kg程度
処理経費は、農協口座で引落し扱いとなります。
(不要農薬): 全額自己負担で現金扱いとなります。

○持参するもの 印鑑、不要農薬を搬入する方については現金

○注意事項

- ★異物(排出ビニール以外のもの)が混入しないようお願いします。
- ★3か所を同種類のビニールひもで結び、つづら折りにして下さい。
- ★運搬の際に産業廃棄物運搬車両の表示及び書面の携帯が必要になります。

- 問合せ いちき串木野市役所(串木野庁舎 農政課 農林係)
JAさつま日置農協 市来支所 経済課
(☎36-2311)

灯油等の取扱い、保管のご注意を!

消防本部 (☎32-0119)

ストーブ等の暖房用燃料として使用する灯油や、草払機用混合油等の危険物は、その取扱いや保管方法を誤ると火災や事故につながりますので、次のことに注意して、正しく使いましょう。

● 火気厳禁!

灯油やガソリンなどの蒸気は引火しやすく、すぐに燃え上がります。火気の近くでの取扱い、保管は絶対にやめてください。

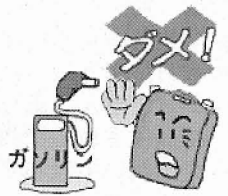
● 給油(補給)時の注意!

ストーブ等に給油するときは必ず火を消し、油種を確認してください。間違えてガソリンを給油し、火災になった例もあります。



● 容器と油種に注意!

灯油かんにガソリンを入れると、灯油かんが侵されて変形し、中身が漏れることもあります。ガソリンや混合油は金属缶で保管してください。



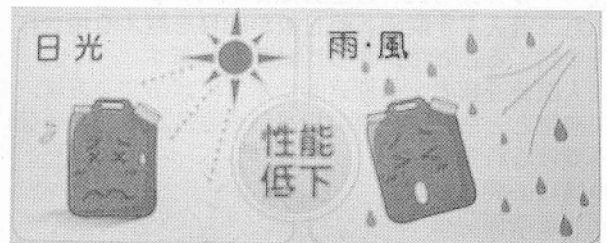
※灯油かんは「推奨・認定マーク」がついている物をお薦めします。



● 保管場所に注意!

灯油かんは、暗くて、温度の低い場所での保管が最適ですが、ベランダ等に置く場合には、覆いをして直射日光を遮ってください。

(灯油かんは徐々に材質が劣化し、強度が落ちます。正しい保管状態でも5年を目安にお取替えいただくのが安全です。)



工業統計調査へご協力を

企画課 (☎33-5672)

経済産業省では、12月31日を基準日として工業統計調査を全国一斉に実施します。

工業統計調査は製造業を営むすべての事業所を対象とし、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業・大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

皆様からご提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。

12月中旬から、調査員証を携行した調査員が調査のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

年金相談所を開設

市民課 (☎33-5612)

- 日時 12月21日(水) 10:00~15:00
○場所 いちき串木野市中央公民館(2階)小会議室
○相談員 川内社会保険事務所職員
※国民年金について、わからないこと、過去に厚生年金・船員保険などに加入されていた方も、ご相談ください。

「全国標準パソコン検定試験(P検2005)」

総務課 情報政策係 (☎33-5633)

パソコンに関する全体的な操作能力を認定する資格として、全国で行われているパソコン検定試験が、市内でも実施されますので、ご希望の方はお申し込みください。

【受験資格】中学生・高校生・大学生・一般

○申込期限 12月14日(水)

検定試験	期日	時間	検定料(税込)
4級	12月18日 (日)	10:30から	3,000円
3級			5,000円
2級		13:00から	6,000円

※申込状況によっては、日程が変更になる場合があります。

○試験会場 クリックアートパソコンスクール
(昭和通285 佐抜ビル2階)

○申込み・問合せ クリックアートパソコンスクール
(☎21-2111)へ

都市建設課(串木野庁舎)の業務内容のお知らせ

都市建設課 (☎33-5679)

都市建設課(串木野庁舎)では、串木野地域を対象に土木行政全般の総合窓口業務を行なっています。

【業務内容】

○上水道事業について

- ①開始・休止・廃止等の届出・料金の支払い
- ②工事や漏水等に関する問い合わせ

○下水道事業について

- ①受益者負担金等の支払い
- ②工事に関する問い合わせ

○道路・河川・公園等について

- ①要望、相談、占用、使用許可等に関する問い合わせ
- ②工事に関する問い合わせ

○市営住宅について

- ①空き状況・入居・要望・相談等に関する問い合わせ
- ②使用料(家賃)等に関する支払いや問い合わせ

○土地区画整理事業について

- ①事業に対する問い合わせ
- ※その他、ご不明な点は、都市建設課にお問い合わせください。

鹿児島県住宅供給公社の

ウッドタウン串木野プレゼントキャンペーン

キャンペーン期間：12月25日(日)まで

ウッドタウン串木野の宅地・注文住宅をご成約の方にもれなくプレゼント!!

注文住宅でご成約の方
(100万円相当)

外構工事サービス

(植え込み、門扉及び袖壁、駐車スペース等)

システムキッチンサービス

※設置・工事費用等は自己負担となります。

軽自動車プレゼント

※付属品・保険料・税金・登録に伴う費用は自己負担となります。
※権利の譲渡や換金はできません。

※メーカー・商品は公社で予め決めさせていただきます。

上記のいずれかをお選びください。

土地分譲でご成約の方

液晶テレビ(32型)

※本体のみです

ドラム式洗濯機

※本体のみです

※設置・工事費用等は自己負担となります。
※メーカー・商品は公社で予め決めさせていただきます。

上記のいずれかをお選びください。

ウッドタウン串木野宅地4区画分譲中

土地価格 **549万円~655万円**

土地面積 211.24㎡(63.90坪)~252.92㎡(76.50坪)

※注文住宅も承ります。

※ウッドタウン串木野は、在来木造住宅及び木質系プレハブ住宅のみ建築可能です。

鹿児島県住宅供給公社 TEL 099-226-7831

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番21号(公社ビル) <http://www.synapse.ne.jp/kajyukou/>

結核レントゲン間接撮影を受けていない方へ (串木野地域)

今年8月に実施しました結核レントゲン間接撮影を受けることができなかった方を対象に、結核レントゲン間接撮影を実施します。

結核レントゲン間接撮影は、結核が広がるのを防ぐために、毎年1回受診するよう義務づけられており、また肺がんや心臓病等の発見にも役立っています。自分自身の健康と家族の健康を守るため、未受診の方は必ず受診してください。

○対象者 65歳以上（昭和16年4月1日までに生まれた方）

※ただし、肺がん検診、結核レントゲン受診済の方ならびに病院等で受診済の方は除きます。

○検診日・会場

月 日	時 間	場 所
12月19日(月)	10:30 ~ 11:30	市民文化センター
	13:30 ~ 14:30	
12月20日(火)	10:30 ~ 11:30	
	13:30 ~ 14:30	

○問合せ 串木野健康増進センター (☎33-3450)

下記の個人票を記入し、切り取って持参してください。

(ただし、レントゲン番号は記入不要です。)

.....切.....り.....取.....り.....線.....

17年度 レントゲン間接撮影個人票			
住 所	氏 名		
レントゲン番号	明治・大正・昭和	年 月 日生	年齢 歳

.....切.....り.....取.....り.....線.....

17年度 レントゲン間接撮影個人票			
住 所	氏 名		
レントゲン番号	明治・大正・昭和	年 月 日生	年齢 歳

麻しん (はしか) と風しん (3日はしか) の予防接種が大きく変わります！

- 麻しんや風しんは幼児期早期にかかってしまうことが多いため、麻しん・風しんの予防接種は、お母さんからの免疫がなくなる生後12月以降なるべく早期に接種することが、お子様自身の予防だけでなく、社会全体の感染症の予防（まん延防止）のため大変重要です。
- さらに、より高い予防の効果を得るために、2回接種を新たな制度として導入し、お子様がより大きな集団生活（小学校）を始める前に接種することが望ましいため、小学校就学前の1年間に2回目の接種を行うことになります。

●改正前（～平成18年3月31日まで）

対象者：生後12月から90月未満

接種方法：麻しんワクチン及び風しんワクチンを1回ずつ接種

ワクチン	出生	6月	12月	18月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
麻しん						1回	接種					
風しん						1回	接種					

●改正後（平成18年4月1日～）

対象者：【第1期】生後12月から24月未満

【第2期】5歳以上7歳未満で小学校就学の始期に達するまでの日の1年前から当該始期に達する日の前日まで（幼稚園の年長児）

接種方法：麻しん風しん混合ワクチンを第1期、第2期で1回ずつ接種（計 2回）

ワクチン	出生	6月	12月	18月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
麻しん風しん 混合ワクチン				第1期 1回接種					第2期 1回接種			

※ 今まで、または平成18年3月までに、麻しんワクチン・風しんワクチンを接種していた場合は、対象年齢に該当していても平成18年4月の時点で直ちに2回接種の対象とはなりません。

★まだ接種していない方または、かかったことがない方で接種を希望される方は、法改正前最後となるこの機会に接種されることをお勧めします。（対象者には個人通知します。）

串木野地域の方：麻しん（平成18年2月）、風しん（平成18年3月）

市来地域の方：風しん（平成17年12月、平成18年1月）、麻しん（平成18年3月）

○問合せ 串木野健康増進センター (☎33-3450)

市来庁舎健康福祉課健康増進係 (☎21-5118)

税についてのお知らせ

固定資産税

土地の課税は現況で

土地に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状態(現況)によって課税されます。

今年1月2日以降現況を変更された方は届出をしてください。

農地(田、畑)を埋立、造成等を行い農地以外として使用する場合は、その使用されている地目で課税されますので、税額が上昇する場合があります。

なお、法務局へ地目変更の登記をされた方は届出の必要はありません。

家屋の滅失届はお済みですか？

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋について課税されます。今年1月2日以降に家屋を取り壊された方は届出をしてください。なお、居住用家屋を取壊した跡地を駐車場等に変更しますと、住宅用地に対する軽減措置の適用がなくなり、翌年度から税額が上昇する場合があります。

所有者が死亡された場合は納税義務者の届出を

固定資産税は毎年1月1日現在の所有者に課税されますが、所有者が1月1日以前に亡くなられた場合は相続人のうちから代表者1人を納税義務者とし届け出てください。(この届は登記の所有権移転等とは何ら関係ありません)ただし、法務局へ相続登記等の手続きがお済みの場合は必要ありません。

○持参するもの…新納税義務者印鑑・届出人印鑑

納税管理人を定めてください

固定資産の所有者で市外に居住されている方、又は転出される方は納税管理人を定めてください。また、納税管理人の死亡等で管理人を変更する場合は、納税管理人の変更手続きをお願いします。

○持参するもの…所有者・納税管理人の印鑑
…旧納税管理人の印鑑(変更届時)

住宅用地の固定資産税は軽減されます

居住用家屋が建っている宅地(住宅用地)はその他の建物(店舗・倉庫など)が建っている宅地(非住宅用地)に比べ固定資産税が軽減されます。

○200㎡以下の住宅用地は小規模住宅用地といい1/6の価格となります。

○200㎡を超える土地については、200㎡までの部分が小規模住宅用地で1/6の価格、残りの部分はその他住宅用地となり1/3の価格となります。

※併用住宅は、別に計算方法があります。

※1月1日現在において住宅の建設が予定されている土地、あるいは住宅を建設途中の土地はその年度は対象になりません。

家屋は古くなっていくのに固定資産税が下がらないのは？

家屋の評価額は次のように計算されています。

$$\text{評価額} = \text{再建築費} \times \text{経年減点補正率} \\ \times \text{建設物価の変動割合}$$

【再建築費】

評価の対象となった家屋と全く同じものを、現在新築した場合にかかる費用を積算したものを。

【経年減点補正率】

年数の経過により目減りした価値の補正率で、最終的には2割まで下がります。

【建設物価の変動】

評価を計算する時点での経済の状況により、上がった、下がったりします。

しかし、固定資産税においては、評価替えによる評価額が評価替え前の価格を上回る場合には、現実の税負担を考慮して原則として評価替え前の価格に据え置くこととされています。

したがって、新しい評価額が上がった場合、また経年減点補正率が2割まで下がっている場合は評価額が下がらない場合があります。

新築住宅の固定資産税は 一定期間減額されます

○適用対象の家屋

平成17年1月2日以降の新築分（床面積50㎡以上280㎡以下）

○減額される期間

ア一般住宅・・・新築後3年度分

イ3階建て以上の中高層耐火住宅・・・新築後5年度分

○減額される内容

専用住宅や併用住宅（居住部分が1/2以上のもの）の居住部分について床面積120㎡分までの税額が1/2に減額されます。

Q&A

Q 私は平成16年11月に自己所有地の売買契約をBさんと締結し、平成17年3月には買主Bへの所有権移転登記を済ませました。平成17年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 平成17年度の固定資産税はあなた（売主）に課税されます。これは地方税法の規定により土地については賦課期日（毎年1月1日）現在所有者として登記されている人に当該年度分の固定資産税を課税することになっているからです。

共有地等の名義変更手続きを！

固定資産税は毎年1月1日現在の所有者に課税されますが、共有地、特に共有林については登記名義が死亡者のままとなっている場合が多く見受けられます。適正な課税のためにも、その都度相続等の名義変更手続きをお願いします。

登記の名義変更が困難な場合は個人所有の場合と同様に相続代表者を税務課に届出てください。

償却資産の申告を

償却資産に対する固定資産税は毎年1月1日現在に所有する償却資産について課税されます。

事業用償却資産を所有されている方は1月31日までに「償却資産申告書」で申告してください。

串木野庁舎 税務課固定資産税係

☎33-5617（直通）

☎32-3111（内線 3137・3138）

市来庁舎 市民課税務係

☎21-5116（直通）

☎32-3111（内線 2113）

※ご不明なことがございましたらおたずねください。

入賞おめでとう

日置地区租税教育推進協議会が募集した平成17年度「税に関する作品」で、多数の応募者の中から、本市から次の13名の方が入賞されました。おめでとうございます。

【作文】《高校生の部》熊本国税局長賞 神村学園高等部3年 永山 真梨子さん

【作文】《中学生の部》伊集院税務署長賞 神村学園中等部2年 竹隈 雄喜さん

串木野日置地区納税貯蓄組合連合会会長賞

神村学園中等部1年 木原 加奈絵さん

神村学園中等部2年 中村 紋佳さん

市来中学校 2年 川宿田 壮真さん

神村学園中等部3年 松田 絵梨香さん

【標語】《小学生の部》

優秀賞 旭小学校3年 内田 亜矢子さん

「あなたとわたし みんなの生活 まもるぜい金」

優秀賞 照島小学校6年 竹下 彩菜さん

「税金で みんなが生きる 町づくり」

優秀賞 冠岳小学校6年 松野 未歩さん

「税金は みんなのための お助けマン」

【習字】《小学生の部》

優秀賞 神村学園初等部2年 堂園 優花さん

優秀賞 照島小学校 3年 内徳 夏希さん

優秀賞 串木野小学校 4年 後潟 菜奈子さん

優秀賞 市来小学校 4年 橋口 媛子さん

こんなハガキに気をつけて!!

※自分から記載されている電話番号などに連絡しない。

商工観光課 (☎33-5638)

民事訴訟最終告知通達書

処理番号 (た) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料の差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

訴訟問題及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて賜っておりますので管理課職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成17年〇〇月〇〇日

0120-〇〇〇-〇〇〇 (管理課)

受付窓口 9:00~19:00

休日 (土・日・祝日)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

- ←① 全国的に『架空請求』に関する相談が、急増しています。
今回は、実際に送られてきたハガキの一例を掲載します。
- ←② 皆さんこんなハガキに気をつけ
- ←③ ましょう。
- ←④ (『架空請求』は、封書やパソコン・携帯電話のメールを利用する場合もあります)

- ① 緊急であるかのように思わせる手口
- ② どこの会社からの請求か明示しない手口
- ③ 公的な通知であるかのように見せる手口
- ④ 相手を脅かし、不安にさせる手口
- ⑤ 相手に電話をかけさせる手口

ア
ド
バ
イ
ス

- 支払わず放置する。
- 請求の電話には、利用していないことを告げ、支払いを拒否する。
- 相手に知られている以上の個人情報をもらさない。(自分から記載されている電話番号などに連絡しない)
- 請求の封書やハガキなどは保管する。
- 脅迫や悪質な取り立てがあれば、警察に届ける。

※悪質な架空請求を行っている事業者の名称等の情報を随時、消費生活センターのホームページに掲載しています。URL <http://www.pref.kagoshima.jp/home/kenminka/shohi/>